



法人代表者が得る仮想通貨のマイニング業等に係る所得は雑所得 ～対価を得て継続的に行う事業（所令63条十二）該当性の判断基準～

所得税法施行令 63 条 12 号にいう「対価を得て継続的に行う事業」に該当するかどうかを社会通念に従って判定する場合には、①営利性、有償性の有無、②継続性・反復性の有無、③自己の危険と計算による企画遂行性の有無、④その取引に費やした精神的あるいは肉体的労力の程度、⑤人的・物的設備の有無、⑥その取引の目的、⑦その者の職業・社会的地位・生活状況などの諸要素を総合的に検討し、社会通念に照らして判断するのが相当である。とされています。今回は納税者が行なったマイニング（仮想通貨の取引承認作業で報酬を得る仕組み）により収益を得る業務が、事業所得か雑所得かが争われた事例です。（令和6年10月30日大阪地裁判決・棄却・控訴・TAINSコード：Z888-2770）

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

＜事案の概要＞

投資コンサルタント会社の代表取締役である原告が、仮想通貨のマイニングにより収益を得る業務（マイニング業）他を事業所得として確定申告し、その後、海外の銀行の定期預金を顧客に紹介し、顧客が預け入れた定期預金の額に応じて一定の報酬を得る業務（アフィリエイト業）を雑所得として修正申告したところ、処分行政庁から本件マイニング業等三業務は雑所得に、アフィリエイト業は事業所得に該当するとして更正処分等を受けました。

＜裁判所の判断＞

- 1 原告は、A社との間で仮想通貨のマイニングマシンを買い受ける旨の売買契約を締結し、同社との間で業務委託契約を締結した。原告は、本件マイニング業のスキームの構築に関しては一定の関与をしていたことが認められるが、マイニング業の遂行段階においては、マイニングマシンの購入資金に自己資金を充てたほかに追加で経費等を負担したり、人的・物的設備を備えたりしていたとは認められない。
- 2 業務委託契約においては、マイニングする仮想通貨の種別はA社が決定するとされていること、月間の収支がマイナスとなる場合は、原告に対する収益の送付がなくなるだけで、A社から原告に対して当該月にマイニングされた仮想通貨の総額から控除された金額以上の損失補てん等を請求することはできないとされていること、マイニングマシンの故障等の修繕費用やソフトウェアのアップデート等の維持管理費はA社が負担するとされていることなどからすれば、原告が初期投資以上の費用や損失を負担することは予定されていなかったものと認められる。
- 3 業務委託契約の内容は原告と他の投資家との間で異なるところはなく、原告が業務委託契約締結の後に本件マイニング業の収益の増加のために何らかの行為をすることもなかったことからすれば、原告は、本件マイニング業の遂行段階において、A社と実質的な共同事業者としての立場にあったといえることはできない。
- 4 A社が、その経営判断によって、マイニングを停止させる権利を行使し、マイニングの再開等の方針を全て決定していることが認められるのに対し、原告が、経営判断に関与し得る地位にあるとは認められないから、本件マイニング業が、原告につき自己の危険と計算による企画遂行性があったと評価することはできない。
- 5 以上によれば、本件マイニング業に係る所得が所得税法27条1項所定の事業所得に当たるものとは認められない。……………（税法データベース編集室 大高由美子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4判 35 頁）が必要な方は、2,500 円（税抜）で頒布しますので下記
あてご一報ください。